

黒磯公園ほか37施設の指定管理者の指定について

1 主な管理業務等の内容

- (1) 都市公園の利用の許可等に関する業務
- (2) 都市公園の施設（附属施設及び器具を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 都市公園の運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

2 導入形態

公募（応募団体：公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター）

3 選定の考え方

指定管理者の選定に当たっては、施設の適切な運営の観点から、原則として、「1 施設の管理運営能力」から「3 実績の有無」までの小計点数が配点の60%以上（配点が80点の場合は、48点以上）であり、各審査項目の細項目が各々3点以上（「3 実績の有無」、「4 管理経費の縮減」の項目を除く。）を満たす団体を選定対象とし、基準を満たす団体において、「4 管理経費の縮減」の点数を加えた合計点数が最も高い団体を中心に選定するものとする。

4 選定結果

選定基準	審査項目	配点	応募団体
			公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター
1 施設の管理運営能力	(1) 申請団体の経営状況	10	7
	(2) 管理運営に係る人的・物的体制	20	18
2 住民サービスの向上	(1) 利用者の平等な利用の確保	10	8
	(2) 利用者に対するサービスの向上	15	12
	(3) 施設の効果的な活用	10	8
3 実績の有無	○ 実績の有無	10	7
小計点数 (得点率)		75	60 (80%)
選定対象			対象
4 管理経費の縮減	○ 指定管理料の提案額	25	0
合計点数			60
選定結果			選定

5 選定理由

指定管理者候補者選定審査基準表の点数が合格基準を満たす団体を選定

6 選定団体の概要

(1) 設立年月日 昭和62年9月2日

(2) 主な事業内容

ア 臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

イ 臨時的就業かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。